

林業にかかる事業税について

地方税法第72条の4第2項第一号により、林業に対する事業税は非課税とされています。

1 林業の範囲

林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいいます。

養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれません。したがって、伐採のために立木を買い取ることを業とする者は林業に該当しません。また、しいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業等は林業に該当しません。

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（以下「取扱通知」という）第三章 2の2

2 非課税分の所得金額の計算

所得等課税事業と非課税事業とを併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。 取扱通知 第三章 4の8の4

3 添付書類

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付をお願いします。

- ・「所得金額に関する計算書」（第6号様式別表5）
- ・別紙1「林業に係る課税・非課税の判定計算書」（任意に作成されたものでも可）
- ・別紙2「林業の非課税所得計算書」（任意に作成されたものでも可）
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・雑益、雑損失等の内訳書
- ・法人税申告書の別表4（写）